

国民保護のあり方に関する提言

平成29年6月6日
自由民主党政務調査会

北朝鮮による度重なる挑発はわが国が到底看過できない域に達しており、昨年は2度の核実験及び23発の弾道ミサイル発射を強行し、本年も既に失敗を含め12発の弾道ミサイルを発射している。これらを通じて、北朝鮮はわが国及び同盟国にとって探知や迎撃が通常より困難となる技術を獲得しつつあると見られており、わが国は従来と異なる北朝鮮の新たな段階の脅威に対して、迅速かつ有効に対処しなければならない。

わが国に向けた弾道ミサイルの迎撃等に関しては、先般、党安全保障調査会から政府への提言申し入れを行ったところであるが、昨今の情勢の変化を受け、住民の避難や訓練、在韓邦人の退避等、国民保護のあり方についても、万が一にも遺漏なきよう再検討を行うべく、今般、安全保障調査会の下に「国民保護のあり方に関する検討チーム」を設置し、精力的に議論を重ねた。

協議の結果、住民の避難・訓練、在韓邦人の退避に係る取り組むべき事項として以下5項目の取りまとめに至ったところであり、政府において迅速に検討の上、実現することを求める。

記

1. 住民の避難・訓練について

- ・弾道ミサイル落下時にとるべき行動に関し、政府は現在、内閣官房のサイト等で公開しているが、大多数の国民が認識していない現状を鑑み、テレビCM等の政府広報も活用の上、堅牢な建物や地下街等への避難をはじめとする初動、化学剤等を用いた攻撃への対処方法、Jアラート等について、更なる周知に努めること。
- ・政府は、地方公共団体が指定する避難施設に関し、既存の堅牢な建物や地下街等の指定の促進をはじめ、新設も含めシェルターのあり方を検討するとともに、地方公共団体に対して、各避難施設の収容人数の調査も含め国民保護計画の見直しを行うよう助言すること。
- ・政府は、地方公共団体や関係機関、民間事業者との連携を強化し、人口密集地における訓練及び地下街への避難訓練、化学剤等を用いた攻撃への対処訓練、自衛隊が参加した訓練、携帯電話へのメール送信を取り入れた訓練等、様々な場所における訓練及びより実践的な訓練の実施に取り組むこと。

2. 在韓邦人の退避について

- ・政府として在韓邦人の把握に一層努め、有事の際の安否確認や退避に遺漏なく対処すべく、短期渡航者の「たびレジ」への登録（任意）、3か月以上の滞在者の在留届及び帰国・転出届の提出（旅券関係法令上の義務）に関し、当面の間、出国審査時に渡航者への啓発を実施するとともに、企業・教育機関・旅行代理店・航空会社等に対し一層の協力を要請すること。
- ・有事の際に在韓邦人の迅速な退避を実現するため、政府は、当面の間、韓国への渡航者に対し、企業・教育機関・旅行代理店・航空会社等の協力のもと、在韓日本大使館発行の「安全マニュアル」に基づき緊急時の行動要領を周知徹底するとともに、邦人輸送については民間の航空機及び船舶の活用も含めて万全を期すべく、航空・船会社との連携を強化すること。

以上